

令和3年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和3年4月20日（火）午前10時～ 場所：職員会館メルクス 2階中小会議室）

1 前回会議の概要報告

2 諮問案件の審議

- (1) 粗大ごみ収集業務において、ごみ収集支援システムのリプレースに伴い、粗大ごみ収集申込者の情報を業者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：環境部資源循環推進課

- (2) 食品営業許可業務において、クラウドサーバを活用した食品衛生申請等システムの導入に伴い、食品営業許可申請者等の情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所衛生対策課

- (3) 久留米市個人番号カードWeb予約システム導入業務において、個人番号カードの交付対象者に関する情報を業者が設置・管理する個人番号カードWeb予約システムのサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：市民文化部市民課

- (4) AI-OCR及びRPAを導入予定の業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部情報政策課

- (5) 独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項ただし書）について

- 2 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：農業委員会事務局

3 その他

令和2年度第6回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

期 間：令和3年1月15日（金）～令和3年1月27日（水）【書面決議】

審 議 者：吉岡会長、小路口委員、穴見委員、岡委員、紫藤委員、西田委員、松尾委員、宮崎委員、
吉弘委員 以上9名

諮問案件の審議

【諮問案件1】

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所保健予防課

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

実施機関：保健所保健予防課

—委員の方々に資料を送付し、以下の質疑応答があった—

(A委員) ワクチン接種は、国が優先順位を定めると思うが、その優先順位に従った対象者の抽出は、久留米市が行うという理解で良いか。その場合、久留米市は受託者に対し、対象者の情報を段階的に提供するのか。また、そのことと、「2 オンライン結合により提供する個人情報」において「全市民の」となっていることとの整合性を教えてもらいたい。

(実施機関) 本市において、国からの通知に従い、先に65歳以上の方（令和3年1月1日を基準日として住民基本台帳に記載されている者）を抽出し、その後、それ以外の方（令和3年4月1日を基準日として住民基本台帳に記載されている者）を抽出する。抽出した対象者の情報は、段階的に受託者に提供する。65歳以上の方の情報は2月初旬に、それ以外の方の情報は令和3年4月中旬に提供する予定である。2回の提供により結果的に全市民の情報を提供することとなる。

(A委員) 一部の報道では、国が定める優先順位には、「医療従事者」や「基礎疾患の有」が条件となってくることが予想される。その抽出は久留米市が行えるのか。

(実施機関) 「医療従事者」や「基礎疾患の有」などの抽出は久留米市では行わない。市が行うのは、65歳以上の方とそれ以外の方の抽出のみである。なお、医療従事者や基礎疾患のある方などの優先接種は本人からの申し出等により行われる予定で、医療従事者に対するワクチン接種は県が実施することとなっている。基礎疾患のある方を対象としたワクチン接種については、国から対象疾患や手続等の詳細がまだ示されていないが、接種券等の発送における対象者の情報の抽出は、医療従事者や基礎疾患の有無に関わらず、全市民を対象として行うので、当該対象者情報の抽出に影響を与えるものではない。

(B委員) 「1 業務の概要の(3)」に「実施医療機関等」とあるが、ワクチン接種を行う場は医療機関以外に想定しているのか。

(実施機関) まだ調整中の段階だが、ワクチン接種を行う場は市内のいくつかの医療機関と公共施設を想定している。

(C委員) 外部委託するに当たり、印刷業務と郵送業務の受託者は、異なるのか。

(実施機関) それぞれの業務を同一の業者に委託する。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件2】

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（外国人住民であって、世帯主であるものの情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4項）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：協働推進部広聴・相談課

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

実施機関：市民文化部市民課

—委員の方々に資料を送付。質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

以上

2資源第2555号
令和3年3月15日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保
(環境部資源循環推進課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

粗大ごみ収集業務において、ごみ収集支援システムのリプレースに伴い、粗大ごみ収集申込者の情報を業者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件】

粗大ごみ収集業務において、ごみ収集支援システムのリプレイスに伴い、粗大ごみ収集申込者の情報を業者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：環境部資源循環推進課

1 業務の概要

本市では、粗大ごみを排出しようとするときは、事前に粗大ごみ収集の申込みを行い、申込み後にステッカーを購入し（ごみ処理手数料の納付）、購入したステッカーを粗大ごみに貼って指定の場所に排出する、という流れで行っていただくことをお願いしている。

粗大ごみ収集の申込みは、当課の窓口と電話（専用コールセンター）で受け付けているが、受付時間は平日の日中（窓口は開庁時間の8時30分から17時15分まで。コールセンターは9時から17時まで。年末年始を除く。）に限られている。

また、ごみ処理手数料の納付（ステッカーの購入）についても、納付できる場所が、当課、各総合支所、各市民センター又は市内の金融機関であるため、納付時間帯が平日の日中に限られている。

そのため、平日昼間に働いている多くの方から、受付時間内での申込みやごみ処理手数料の納付が困難といった声が多数寄せられており、この課題への早急な対応が求められている。

そこで、オンラインによる粗大ごみ収集の申込み及び電子決済によるごみ処理手数料の納付を可能とするため、本市で既に使用しているごみ収集支援システム（サーバは庁舎内にある。）をリプレイスし、新たなごみ収集支援システム（以下「システム」という。）の利用契約及び保守業務の委託契約の締結を予定している。

オンライン申込みに係る申込者の情報は、本市を介さず直接インターネットを通じて、業者が設置・管理するシステムのクラウドサーバに送信され、当該クラウドサーバ上で情報管理がなされる。

ところで、粗大ごみ収集の申込みがなされた場合、当課から収集運搬業者に対し、粗大ごみの種類や収集場所等を指示する指示書を交付しているが、迅速な収集業務の観点から、窓口や電話において申込みがあった場合においても、システムによって指示書を作成できるようにするため、当該クラウドサーバ上で一元的に情報管理を行う必要がある。

そこで、窓口や電話により申込みが行われた場合に、申込者の情報をシステムへ入力し、業者が設置・管理するクラウドサーバに送信することについて、オンライン結合の承認を求めるものである。

2 提供する個人情報

粗大ごみ収集申込者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス

3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

今回のオンライン結合は、システムの導入に伴うものであるが、システムの導入については、大きく次の2点から、その必要性が高い。

①申込者にとっての利便性の向上

システムを導入することにより、粗大ごみの収集の申込みに当たり、オンラインによる申込みと電子決済によるごみ処理手数料の納付が可能となり、申込者が24時間いつでも手続きができるようになる。

②業務の効率化

当システムにおいては、申込者がオンラインによる申込みをした場合、その情報は直接クラウドサーバに送信され、情報管理がなされる。

これにより、窓口又は電話による申込みの受付業務及び申込者情報のシステムへの入力作業を省力化でき、業務の効率化を図ることができる。

これまで、庁舎内にあるサーバで申込者の情報を管理してきたが、新システム導入により、オンラインによる申込みを行った申込者の情報については、業者が設置・管理するクラウドサーバで管理されることとなる。

円滑かつ適切に粗大ごみの収集業務を行うためには、窓口又は電話において申込みがあった場合においても、収集運搬業者への指示書をシステムで作成できるようにすべく、申込者の情報を当該システムに登録し、システムで一元的に管理する必要がある。

以上のことから、粗大ごみ収集申込者の個人情報を、業者が設置・管理するクラウドサーバへオンライン結合により提供することには公益上の必要性がある。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

システムの管理を行う業者は、特定非営利活動法人日本個人・医療情報管理協会からJAPHICマークの認証を受けており、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に準拠し、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制の整備及び運用を行っている。また、当該システムにおいては、以下のようなセキュリティ対策が講じられている。

- ・インターネット回線によるクラウドサーバとの情報の送受信を暗号化して行う。
- ・ファイアウォール（※1）によるアクセス制御、WAF（※2）によるセキュリティ強化、IDS（※3）、IPS（※4）による不正アクセスの検知、阻止等を行う。
- ・クラウドサーバに送信された情報は、一旦受付サーバで受信した後、接続が限定された非公開の区域に設置するデータサーバに格納する。

なお、このシステムは、既に市川市や西東京市等の複数の自治体が導入しているが、これまで漏洩等の事故は発生していない。

※1 ファイアウォール：ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム

※2 WAF：ファイアウォール的一种で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム

※3 IDS：侵入検知システムのことで、第三者からのアクセス・侵入を検出し通知する役割を担う。

※4 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

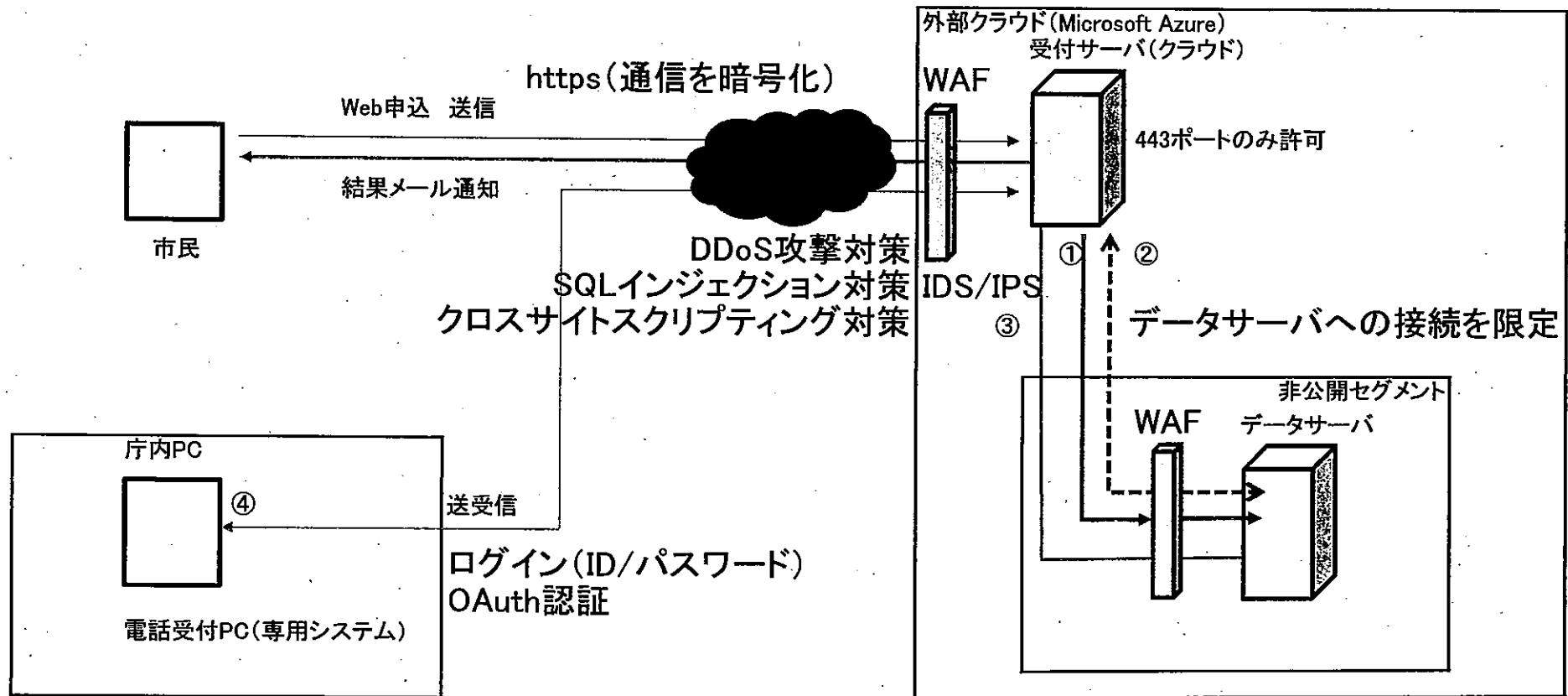
5 実施時期（個人情報利用期間）

令和3年6月1日から

ごみ収集支援システム システム構成イメージ

・クラウド上の受付サーバと非公開のサーバとはWebAPIによるデータ転送(決められたデータのみを転送)

BIOISM
2021/4/6



【①の青線】クラウド上の受付サーバから、非公開のサーバにデータ(個人情報含む)を格納
⇒ 所定のサーバ(固定IP)から、httpsによるPOST送信

【②の赤線】クラウド上の受付サーバから、非公開のサーバに受付件数、品目マスタを取得
⇒ 所定のサーバ(固定IP)から、httpsによるGET受信(決められた関数で決められた情報のみを取得)

【③の緑線】非公開のサーバから、クラウドのメールサーバ経由で通知メールを送信
⇒ 所定のメールサーバへのSMTP発信

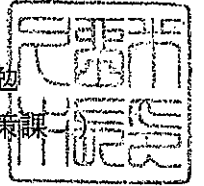
【④の青線】専用システムから、受付サーバにログイン(OAuth認証)により、httpsによるGET/POST/PUT送受信
(決められた関数で決められた情報のみを取得) SQLインジェクション対策

【導入事例】
千葉県市川市

2 衛 第 6 1 3 0 号
令和 3 年 3 月 8 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部 保健所衛生対策課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

食品営業許可業務において、クラウドサーバを活用した食品衛生申請等システムの導入に伴い、食品営業許可申請者等の情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件】

食品営業許可業務において、クラウドサーバを活用した食品衛生申請等システムの導入に伴い、食品営業許可申請者等の情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所衛生対策課

1 業務概要

本市では、食品衛生法に基づき、食品の営業許可及び届出に係る業務を行っている。

現在、当該業務に係る食品等事業者による申請・届出の受付は、紙媒体のみにより行っているが、今年度から電子申請等を可能とするため、厚生労働省が民間事業者に委託して整備した食品衛生申請等システム（以下「システム」という。）の利用契約を締結する予定である。なお、当該システムについては、本市だけでなく、食品の営業許可・届出に関する業務を行う全ての自治体において導入される予定である。

食品等事業者が電子申請等を行った場合、その情報は、本市を介さず直接インターネットを通じて、厚生労働省から委託を受けた業者が設置・管理するシステムのクラウドサーバに送信され、当該クラウドサーバ上で情報管理がなされる。

円滑な食品営業許可業務を可能とするためには、保健所の窓口において紙媒体による申請等がなされた場合においても、当該クラウドサーバ上で一元的に情報管理を行う必要がある。

そこで、紙媒体による申請等が行われた場合に、職員が申請等情報をシステムへ入力し、業者が設置・管理するクラウドサーバに送信することについて、オンライン結合の承認を求めるものである。

2 提供する個人情報

- ・食品営業許可申請者の氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、生年月日、食品衛生法第52条第2項各号に規定する処分違反や許可取消に関する事項
- ・食品営業許可に必要な資格を有する者の氏名、資格の種類

3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

今回のオンライン結合は、システムの導入に伴って情報を一元的に管理するために行うものであるが、システムの導入については、大きく次の3点から、その必要性が高い。

①食品等事業者にとっての利便性向上

システムを導入することにより、食品営業許可・届出に係る電子申請等が可能となり、食品等事業者は保健所の窓口に出向くことなく、24時間いつでも申請・届出をすることができるようになる。また、食品営業許可業務を行う全ての自治体が導入する予定であるため、全国で申請書等への記載項目が統一化される。

②国民の健康被害防止

食品衛生法の改正により令和3年6月1日から食品等事業者が食品の自主回収（リコール）を行った場合、当該食品等事業者は、遅滞なく保健所や都道府県等に届け出なければならず、また、届出を受けた保健所や都道府県等は、当該届出に係る事項を国（厚生労働大臣）に報告しなければならないこととなる（新・食品衛生法第58条第1項及び第2項）。

システムの導入により、食品等事業者は、リコール事案をオンラインによって管轄の保健所や都道府県等へ報告することができるようになり、また、管轄の保健所や都道府県等が当該届出内容を確認した時点で、同時に国に対してもシステムによって当該届出に係る情報が提供され、保健所や都道府県等及び国が、リコール情報を迅速に入手することが可能となる。

それにより、消費者等に対する情報発信の迅速化を図ることができ、健康被害を引き起こすおそれのある食品等の喫食を未然に防止することが期待できる。

③システム利用自治体における業務の効率化

前述したとおり、当該システムにおいては、食品等事業者が電子申請等をした場合、その情報は直接クラウドサーバに送信され、情報管理がなされる。

これにより、窓口における申請・届出の受付業務及び紙媒体情報のシステムへの入力作業を省力化でき、業務の効率化を図ることができる。

これらの必要性からシステムを利用することにより、電子申請等を行った食品等事業者の情報はクラウドサーバで管理されることとなる。円滑かつ適切に食品営業許可業務を行うためには、窓口において紙媒体による申請等があった場合においても、職員によってシステムに登録し、食品営業許可申請等に係る情報をシステムで一元的に管理する必要がある。

以上のことから、食品営業許可申請者等の個人情報を業者が設置・管理するクラウドサーバへオンライン結合により提供することには公益上の必要性がある。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

システムを管理する業者は、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与されるプライバシーマークの認定を受けており、個人情報の情報管理に関する社内体制や規程類を整備し、高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用している。ネットワーク及びシステムの安全性については以下のとおり。

(1) ネットワークの安全性について

オンライン結合による食品営業許可申請者等の個人情報の提供に関しては、インターネットから切り離されたLGWAN（※1）環境下で行うため、高度なセキュリティが確保される。

※1 LGWAN：自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用の

ネットワークである。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

(2) システムの安全性について

インターネットに公開する機能と公開しない機能(LGWANから接続して使用する機能)は、論理的にネットワークが分離されており、LGWANからインターネットへのアクセス又はインターネットからLGWANへのアクセスはできない。また、システムは、ファイアウォール(※2)によるアクセス制御、IDS(※3)、IPS(※4)による不正アクセスの検知、阻止等の措置が講じられている。

※2 ファイアウォール：ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム

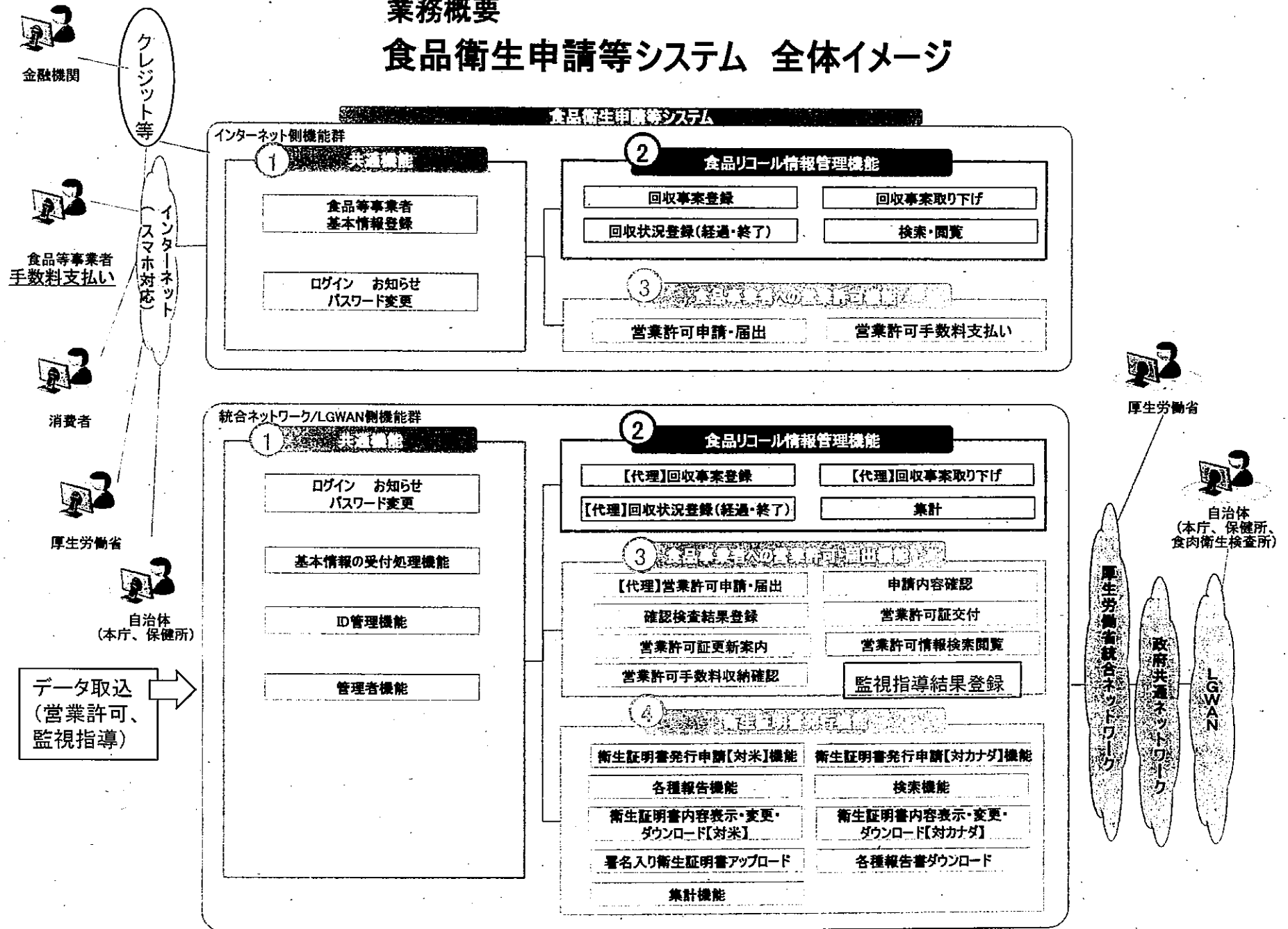
※3 IDS：侵入検知システムのことで、第三者からのアクセス・侵入を検出し通知する役割を担う。

※4 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

5 実施時期

令和3年6月1日から

業務概要 食品衛生申請等システム 全体イメージ



2 民市第 4 3 7 5 号
令和 3 年 3 月 1 2 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(市民文化部市民課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

久留米市個人番号カード Web 予約システム導入業務において、個人番号カードの交付対象者に関する情報を業者が設置・管理する個人番号カード Web 予約システムのサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【諮問案件】

久留米市個人番号カード Web 予約システム導入業務において、個人番号カードの交付対象者に関する情報を業者が設置・管理する個人番号カード Web 予約システムのサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：市民文化部市民課

1 業務の概要

個人番号カードは市民の申請に基づき作成され、申請から約1カ月半で市民へ交付している。

個人番号カードの交付申請の方式には、「申請時来庁方式」と「交付時来庁方式」がある。申請時来庁方式は、申請時に来庁してもらい、個人番号カードは自宅に郵送する。交付時来庁方式は、申請手続は申請書を郵送することなどにより行い、その後、個人番号カードが準備でき次第、交付通知書を申請者に送付し、窓口で個人番号カードを交付する。交付時来庁方式により個人番号カードの受取のために来庁する際は、窓口の混雑を避けるため、交付通知書に記載されている専用ダイヤルに連絡し、事前に予約を取っていただく必要がある。

現在、予約は電話のみで受け付けているが、交付対象者数の増加により電話が繋がらず、多くの苦情が発生している。そのため、今年度から業者が管理する個人番号カード Web 予約システム（以下「システム」という。）の利用契約及び保守業務の委託契約を締結し、24時間予約可能な Web 予約受付を開始予定である。

システムには予め交付対象者の個人番号カードの管理番号と生年月日を登録しておき、交付対象者が予約を取る際には、管理番号をIDとし、生年月日をパスワードとして入力することによりログインすることを想定している。これにより、交付対象者以外の者による予約を防ぐことができる。

また、個人番号カードの交付に当たっては、事前にシステムから予約日ごとの交付対象者一覧を出力し、交付する個人番号カードを準備しておく必要があるが、誤交付防止対策として、管理番号だけでなく氏名も併せて確認する予定としている。そのため、システムには氏名も登録しておく必要がある。

以上の仕組みによりシステムを運用するに当たり、交付対象者の個人情報を業者が設置・管理するサーバとオンライン結合を行うことについて諮問するものである。

2 オンライン結合により提供する個人情報

個人番号カードの管理番号、氏名、生年月日

3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

現在、交付時来庁方式による個人番号カードの交付の予約は、専用ダイヤルによる受付を行っているが、交付対象者数の増加により、回線が混雑し、電話が繋がらないとの多くの苦情が寄せられている。システム導入時点で想定される交付対象者数は、約1万

5,000人であり、今後も申請者数の増加が見込まれる中で、専用ダイヤルによる受付のみでは、ますます対応が困難となり、市民サービスの低下を招くことになる。この課題を解決し、市民サービスの向上を図るためには、システムを導入する必要がある。また、誰もがシステム予約が可能となれば、交付対象者以外の者が予約を行うことが想定され、かえって個人番号カード交付業務に混乱が生じることになる。交付対象者以外の者によるシステム予約を防ぎ、当該業務を円滑に実施するためには、事前に業者が設置・管理するサーバとオンライン結合を行い、交付対象者の個人情報を提供し、システムに登録する必要がある。以上のことから、オンライン結合により業者へ交付対象者の個人情報を提供することには公益上の必要性がある。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

システムに個人情報を取り込む際には、LGWAN（※1）環境下でシステムにアクセスし、交付対象者情報を当該システムにアップロードすることを想定している。

その他利用契約及び保守業務の委託契約を締結する業者に求める要件は、以下のとおり。

- ・プライバシーマーク（※2）を取得していること。
- ・サーバ室への入退室は、ICカードと生体認証による管理が行われていること。また、監視カメラによるモニタリングを実施していること。
- ・システムには、IDS（※3）、IPS（※4）を備えており、ファイアウォール（※5）やウイルスソフトでは防御できないシステムへの攻撃や脅威を検知し、防御する仕組みを備えていること。
- ・クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン等の国のガイドラインに準拠したシステムであること。

これらの要件を満たす業者と契約を締結することから、情報漏えい等のリスクは低く、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

※1 LGWAN：自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワーク。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため、通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

※2 プライバシーマーク：一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

※3 IDS：侵入検知システムのことで、第三者からのアクセス・侵入を検出し通知する役割を担う。

※4 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

※5 ファイアウォール：ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム

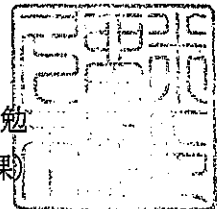
5 実施時期（個人情報提供時期）

令和3年6月以降

3情政第146号
令和3年4月12日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(総務部情報政策課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

AI-OCR及びRPAの導入対象業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件】

AI-OCR及びRPAを導入予定の業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部情報政策課

1 業務概要

人口減少・少子高齢化社会の進展や市民ニーズの多様化などに伴い、歳入の減少及び業務量の増加に伴う歳出の増加が見込まれ、行財政を取り巻く環境は今後さらに厳しくなっていくことが想定される。そのような中、市民生活に必要な行政サービスについて、持続的に、かつ質の高いものを提供し続けるためには、ICT技術を活用して定型業務を自動化・省力化し、効果的で効率的な行政運営を実現する必要がある。

令和2年12月に、国において閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」においても、「AIやRPAなどのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである」と示されている。

ところで、本市では、市内の様々な業務において、紙帳票を元にしたシステムへの手入力・登録作業を行っており、当該作業に多くの労力とコストを費やしているという現状がある。そこで、ICT技術を活用して、システムへの入力・登録作業を自動化し、業務効率化を図りたいと考えている。具体的には、試行利用において効果が見込まれた次の14業務（各業務の概要は、別紙資料1のとおり）について、AI-OCR（※1）及びRPA（※2）を導入することとしたい。

《 AI-OCR及びRPA導入予定業務 》

	業務名	所管課
1	市税過誤納金口座振込依頼書の入力業務	市民文化部 税収納推進課
2	市税口座振替登録業務	
3	市税督促状の公示送達業務	
4	国民健康保険料口座振替登録業務	健康福祉部 健康保険課
5	後期高齢者医療口座振替登録業務	
6	精神障害者手帳申請・進達入力業務	健康福祉部 障害者福祉課
7	自立支援医療（精神通院医療）再認定申請・進達入力業務	
8	生活保護費支給にかかる収入申告書收受業務	健康福祉部 生活支援第1課・第2課
9	児童手当・特例給付入力業務	子ども未来部 家庭子ども相談課
10	雇用実態調査集計業務	商工観光労働部 企業誘致推進課
11	住宅使用料にかかる収入申告書入力業務	都市建設部 住宅政策課
12	選挙時における投開票従事者等選任事務	選挙管理委員会事務局
13	選挙従事者の債権者登録処理	
14	個人演説会会場使用料等の支出命令書起票処理	

※1 AI-OCR：紙文書をスキャナーにかけた後、文字情報に変換する「光学文字認識機能（OCR）」にAI（人工知能）を活用し、印字された文字だけでなく、手書き文字でも誤変換が少なく、高い認識精度でデータ化できる技術

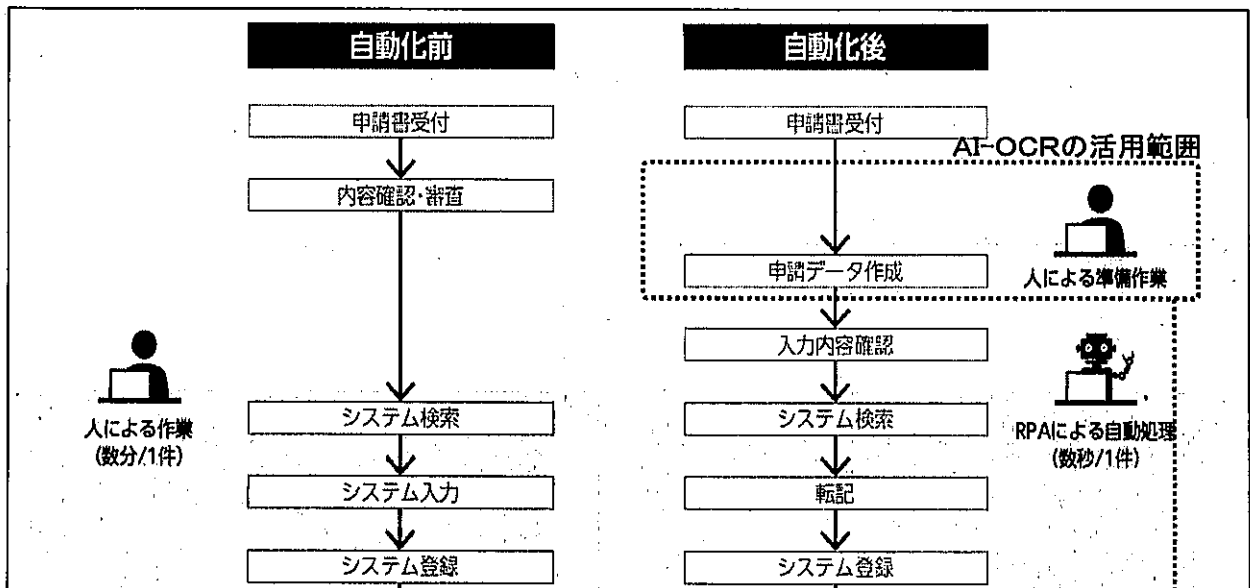
※2 RPA：普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアが代替して自動化するもの

AI-OCR及びRPAの導入による業務の自動化のイメージは、下記「AI-OCR及びRPAの導入イメージ」のとおりである。

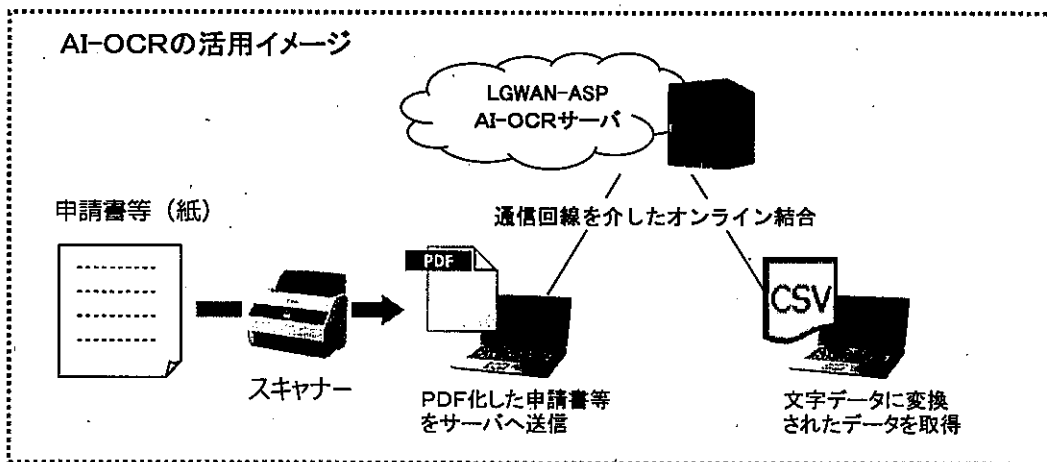
通常、紙で提出された申請書等については、人の手でシステムへ入力・登録する必要がある。AI-OCR及びRPAを導入した場合、申請書等をスキャナーでPDFデータに変換後、業者が保有するAI-OCRサーバに送信（オンライン結合）し、文字データに変換する。この文字データを元に、RPAを活用し、システムへの入力・登録作業を自動化する。

今回、この一連の流れの中で必要となるAI-OCRサーバへのデータ送信について、オンライン結合の承認を求めるものである。

《 AI-OCR及びRPAの導入イメージ(業務の自動化) 》



出典：総務省「自治体におけるRPA導入のすすめ」（2021年1月発行）



2 公益上の必要性について(条例第10条第1項第2号)

AI-OCR及びRPAの導入により、次の効果を見込んでいる。

(1)定量的効果

自動化による業務処理時間の削減効果(見込) 年間1,239時間

(2)定性的効果

- ・入力ミスの軽減、正確性の向上
- ・定型業務以外の業務への職員のシフトとそれによる住民サービスの向上
- ・定型作業や誤りの許されない作業の負担軽減
- ・特定の職員にかかっていた業務負荷の分散化
- ・時間外勤務の削減

AI-OCRを導入するためには、申請書等に記載された個人情報を含む情報をオンライン結合等によりAI-OCRサーバへ提供する必要があり、当該オンライン結合には公益上の必要性がある。

なお、AI-OCRサービスの利用に当たっては、利用約款により、サービス提供者に対し、個人情報の取扱いに関する義務(目的外利用禁止、第三者への提供禁止、漏洩等の防止その他の安全管理措置義務、従業者に当該義務を遵守させる義務)が課されている。

3 個人の権利利益を侵害するおそれについて(条例第10条第1項第2号)

(1) ネットワークの安全性について

庁内情報系システムとAI-OCRサーバとは、専用回線に接続されており、外部のインターネット環境とは切り離されたLGWAN(※3)環境下にある。

※3 LGWAN:自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワーク。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため、通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

(2) システムの安全性について

AI-OCRサーバへ送信された申請書PDFデータは、送信後5日でサーバ内から完全に削除される。また、AI-OCRサーバ設置・管理業者においては、セキュリティ対策としてネットワークペネトレーションテスト(※4)の実施、ファイアウォール(※5)によるアクセス制御、WAF(※6)によるセキュリティ強化、IPS(※7)による不正アクセスの検知等の措置が講じられている。

※4 ネットワークペネトレーションテスト:実際に既知の技術を用いてシステムへの侵入を試みることで、システムに脆弱性がないかどうかをテストする手法のこと。

※5 ファイアウォール:ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム

※6 WAF：ファイアウォールの種類で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム

※7 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

(3) 物理的な安全性について

AI-OCRサーバ保有・管理者においては、物理的な安全管理措置として、AI-OCRサーバを保管しているデータセンターへの入館者は最小限とし、入館の際はプロジェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置が講じられている。

また、AI-OCRサーバを格納するラックは施錠し、鍵を使用できる者を制限した上で、作業状況を常時監視カメラで記録することとしている。

(4) 補足

令和2年11月4日付2答申第7号により、AI-OCRの導入に伴うオンライン結合について承認をいただいた介護保険認定申請情報の登録業務においては、すでに同システムを利用した本番運用を開始しているが、現時点でトラブル等は発生していない。

4 提供する個人情報の内容

添付資料（帳票様式）に記載された個人情報（個人番号を除く。）

5 実施時期（個人情報利用期間）

令和3年6月以降、対象業務ごとに順次本番運用を開始する。

AI-OCR及びRPA導入対象業務及び対象帳票一覧

No	業務名	業務の概要	帳票名	年間処理件数	所管課
1	市税過誤納金口座振込依頼書の入力業務	市税の還付について、市税過誤納金口座振込依頼書をもとに振込口座を業務システムへ入力し登録する。	1 市税過誤納金口座振込依頼書	7,800件	市民文化部 税収納推進課
2	市税口座振替登録業務	市税について、市税口座振替依頼書をもとに振替口座を業務システムへ入力し登録する。	2 久留米市市税口座振替依頼書・自動払込利用申込書	5,000件	
3	市税督促状の公示送達業務	宛所不明で返戻された市税督促状について、公示送達するため、業務システムへ入力し登録する。	3 久留米市（市税）督促状	2,500件	
4	国民健康保険料口座振替登録業務	国民健康保険料について、国民健康保険料口座振替依頼書（申込書等）をもとに振替口座を業務システムへ入力し登録する。	4-1 久留米市国民健康保険料口座振替申込書（金融機関用）	500件	健康福祉部 健康保険課
			4-2 久留米市国民健康保険料口座振替受付通知書（ゆうちょ用）	200件	
			4-3 久留米市 国民健康保険料/後期高齢者医療保険料 口座振替依頼書・自動払込受付通知書	700件	
5	後期高齢者医療口座振替登録業務	後期高齢者医療保険料について、後期高齢者医療保険料口座振替依頼書（申込書等）をもとに振替口座を業務システムへ入力し登録する。	5-1 久留米市後期高齢者医療保険料口座振替申込書（金融機関用）	400件	健康福祉部 障害者福祉課
			5-2 久留米市後期高齢者医療保険料自動払込受付通知書（ゆうちょ用）	150件	
			5-3 久留米市 国民健康保険料/後期高齢者医療保険料 口座振替依頼書・ ※4-3 同一 自動払込受付通知書	550件	
6	精神障害者手帳申請・進達入力業務	障害者福祉手帳の新規交付及び更新の申請及び進達情報について、申請書をもとに業務システムへ入力し登録する。	6 障害者手帳申請書	2,400件	健康福祉部 障害者福祉課
7	自立支援医療（精神通院医療）再認定申請・進達入力業務	自立支援医療（精神通院医療）再認定申請の申請及び進達情報について、申請書をもとに業務システムへ入力し登録する。	7 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書	9,600件	健康福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課
8	生活保護費支給にかかる収入申告書收受業務	生活保護費支給のため、3か月毎に被保護者より提出される収入申告書を受理し、基幹系システムに電子ファイルとして登録する。	8 収入状況申告書	25,000件	健康福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課
9	児童手当・特例給付入力業務	児童手当・特例給付の認定のため、児童手当の請求者・受給者から提出される各種申請書の情報を業務システムへ入力し登録する。	9-1 児童手当・特例給付 認定請求書	2,080件	子ども未来部 家庭子ども相談課
			9-2 児童手当・特例給付 額改定認定請求書/届	2,080件	
			9-3 児童手当・特例給付 受給事由消滅届	2,080件	
			9-4 児童手当 口座変更届	360件	
10	雇用実態調査集計業務	商工施策の基礎データとして産業団地立地企業やオフィス進出企業を対象に実施している雇用に関する調査の結果について、調査票（回答）をもとにシステムへ入力する。	10 久留米市産業団地入居企業 雇用実態調査票	170件	商工観光労働部 企業誘致推進課
11	住宅使用料にかかる収入申告書入力業務	住宅使用料の算定のため、収入申告書をもとに収入情報を市営住宅管理システムへ入力し登録する。	11 収入申告書	3,500件	都市建設部 住宅政策課
12	選挙時における投票票従事者等選任事務	選挙時における投票立会人等従事者の選任を行うため、承諾書をもとに対象者データの作成及び住基データと突合し、選任資格の確認を行う。	12-1 承諾書（投票立会人）	600件	選挙管理委員会 事務局
			12-2 承諾書（投票管理者・職務代理者）	400件	
13	選挙従事者の債権者登録処理	選挙従事者（市職員・民間）への報酬等支払のため、振込口座申請書をもとに財務会計システムへ振込口座を入力し、債権者登録を行う。	13 振込口座申請書	1,200件	
14	個人演説会会場使用料等の支出命令書起票処理	消耗品費、会場使用料等の支払のため、請求書をもとに財務会計システムで支出命令書を起票する。	14 請求書	360件	

市税過誤納金口座振込依頼書

しめきり 令和 年 月 日
 税収納推進課必着でお願いします

○ 還付金のお振込先は、原則、納税義務者ご本人の口座に限ります。

【記入日】 令和 年 月 日

① すべての項目を、**もれなく**ご記入ください。
 ※必ず**押印**ください。(認印で結構です)

② 還付金の振込を希望される口座をご記入ください。
 ※口座は、**納税義務者ご本人名義のもの**をお願いします。
 義務者本人の口座をお持ちでない方は、
 「振替払出証書(金券)」をお送りいたしますので、
 依頼書の返信は不要です。
 ※納税義務者が被成年後見人であり、振込み口座を成年後見人の口座を指定する場合は、成年後見人の証明なども一緒に添付して、返送して下さい。

① 久留米市長あて

納税義務者	住所	〒			—		
	フリガナ						
	氏名						
	電話番号	()			—		
	住民コード						

←別紙の還付通知書に書いてある「住民コード」を記入して下さい。

② 私に支払われる市税還付金を、下記の口座に振り込んでください。

金融機関	銀行・農協・信用組合				支店
	信用金庫・労働金庫				支所
	銀行コード			←分かる方のみ、ご記入ください。	普通
	店番				当座
	口座番号				←右づめでご記入ください。
フリガナ					
口座名義人					

※ゆうちょ銀行をご希望の方は、通帳の表紙を開いた下の欄をご覧ください。
 『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください』
 の後に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】が記載されています。

- ★ 還付金のお振込時期の目安は、右上のしめきりの約3週間後を予定しています。
- ★ 右上のしめきり日に未着の場合は、還付金相当額の「振替払出証書(金券)」をお送りいたします。届きましたら、ゆうちょ銀行(郵便局)でご換金ください。
- ★ この依頼書に不備がある場合は、「振替払出証書」を送らせていただく場合がございます。ご了承ください。
- ★ 今回の還付金を、他の未納の市税に充てることもできます。

【記入例】

久留米市 市税 口座振替依頼書・自動払込利用申込書

①新規 ②解約(ゆうちょ銀行は除く) 申込日 令和2年 4月 1日

新規か解約かお選びください。

フリガナ	ク ル メ ゼ イ タ ロ ウ	通帳届出印
氏名	久留米 税太郎	久留米
住所	久留米市城南町15番地3	

納税義務者(口座名義と同じときは同上とご記入ください。)

納税義務者コード(11桁)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		
氏名	同上	電話番号	09+2 (**)9**0
住所	納税通知書でご確認ください。		

*希望する箇所を○で囲んでください。

軽自動車税	①: 定期	固定資産税	単独分	①: 期別 ②: 全納
市県民税	①: 期別 ②: 全納		共有分	①: 期別 ②: 全納

※納税義務者と異なる場合にご記入ください。

依頼人	氏名	電話番号
	住所	

こちらの申込書に記入して、提出してください。

☆銀行・農協・金庫・信用組合をご希望の方はこちらにご記入ください。

金融機関名	店 舗 名
納税	久留米
口座種別	①. 普通 2. 当座 3. 納税準備金
口座番号	7 6 5 4 3 2 1 右詰めでご記入ください。

☆ゆうちょ銀行をご希望の方はこちらにご記入ください。

記号番号	通帳記号	再の	通帳番号(右詰めでご記入ください。)	
1		0		
銀行コード	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号	払込先加入者名
9900			01700-2-1742	久留米市

口座振替を希望される税目の欄の番号を○で囲んでください。

検印	照合	金融機関受付印	金融機関記入欄
			銀行コード
			支店コード

(金融機関控) ②

久留米市 市税 口座振替依頼書・自動払込利用申込書

1. 新規 2. 解約(ゆうちょ銀行は除く) 申込日 年 月 日

フリガナ	通帳届出印
氏名	
住所	

納税義務者(口座名義と同じときは同上とご記入ください。)

納税義務者コード(11桁)	
氏名	電話番号
住所	

*希望する箇所を○で囲んでください。

軽自動車税	①: 定期	固定資産税	単独分	①: 期別 ②: 全納
市県民税	①: 期別 ②: 全納		共有分	①: 期別 ②: 全納

※納税義務者と異なる場合にご記入ください。

依頼人	氏名	電話番号
	住所	

こちらの申込書に記入して、提出してください。

☆大切に保管してください。

☆銀行・農協・金庫・信用組合をご希望の方はこちらにご記入ください。

金融機関名	店 舗 名
銀行・信用金庫 農協・信用組合 労働金庫	支店・営業部 支所・出張所
口座種別	1. 普通 2. 当座 3. 納税準備金
口座番号	右詰めでご記入ください。

☆ゆうちょ銀行をご希望の方はこちらにご記入ください。

記号番号	通帳記号	再の	通帳番号(右詰めでご記入ください。)	
1		0		
銀行コード	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号	払込先加入者名
9900	166	35	01700-2-1742	久留米市

久留米市へ納付すべき市税を上記の預貯金口座から、口座振替により納付したいので、裏面の確約事項を確認のうえ依頼いたします。

検印	照合	金融機関受付印	金融機関記入欄
			銀行コード
			支店コード

(金融機関控)

(申込者控)



久留米市 督促状

分が未納となっておりますので

早急に裏面の納付場所でお納めください。

↓下の用紙を切り取りご使用ください。

久留米市

加入者名 久留米市
口座番号 01750-4-960227
取りまとめ所 福岡県銀行久留米支店(行別記付)

納付済通知書 ㊦

ID	納税義務者	通知書番号	調定	賦課	科目	調区
期	納付	納付額	予備	C/D		
				延滞金		
						円

※本書は機械で処理しますのでしりとり折り返ししないでください。

納税義務者	納付額	円
通知書番号		
	延滞金	円
納期限	合計額	円

(ご注意) 金額を訂正した場合、バーコード印字がない場合又は印字されていても読取ができない場合、使用期限を過ぎた場合はコンビニエンスストアでは納付できません。(使用期限)

CVS取納用

領収日付印

上記のとおり通知します。

(久留米市・CVS本部保管)

収納代行会社 地銀ネットワークサービス㈱(ONS)

取りまとめ所 福岡銀行久留米営業部

久留米市

加入者名 久留米市
口座番号 01750-4-960227

納付書 ㊦

納税義務者	
通知書番号	
納付額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	

納税義務者	
通知書番号	
納付額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	

領収日付印

上記のとおり納付します。

(金融機関・CVS店(預保書))

収納代行会社 地銀ネットワークサービス㈱(ONS)

久留米市

加入者名 久留米市
口座番号 01750-4-960227

領収証書 ㊦

納税義務者	
通知書番号	
納付額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	

納税義務者	
通知書番号	
納付額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	

領収日付印

上記のとおり領収しました。

(収入印紙不要) (納付者保管)

※この領収書は収納機関の領収日付印によってその効力を生じます。※お問い合わせ先は裏面に記載しております。

収納代行会社 地銀ネットワークサービス㈱(ONS)

30-8520

福岡県久留米市城南町15番地3
久留米市役所 税収納推進課
電話番号は裏面に記載しております。

重要
親展

ご案内は内側にあります。
重要なお知らせです。必ず中をご覧ください。
冠っている場合は、乾いてからお開きください。

久留米市国民健康保険料口座振替申込書

(健康保険課用)

平成 年 月 日

久留米市長 殿

私は、久留米市へ納付すべき国民健康保険料を、下記指定預金口座から口座振替により納付したいので、預金名義人とともに、確約事項を確認のうえ申し込みます。

納付義務者 (世帯主氏名を記入のこと)	住所	久留米市		TEL	
	フリガナ		納付コード		
	氏名				
預金名義人	フリガナ				
	氏名			お取引使用印	預金種別 ① ②
記号番号				口座番号	
					届出年月日

久留米市役所使用欄
(特記事項)

処理日

BK
口座No. _____ より変更
前回届出年月日 H. _____

上記の預金口座を確認し、国民健康保険料口座振替申込書を受理しました。

年 月 日

金融機関コード			

(金融機関で必ず記入してください。)

取扱金融機関名



久留米市国民健康保険料口座振替受付通知書 (健康保険課保管)

平成 年 月 日

久留米市長 殿

種目コード	166	契約種別コード	28	振込先口座番号	01750-3-1836	振込先加入者名	久留米市
-------	-----	---------	----	---------	--------------	---------	------

私は、久留米市へ納付すべき国民健康保険料を、下記指定預金口座から口座振替により納付したいので、預金名義人とともに、確約事項を確認のうえ申し込みます。

納付義務者	住所	久留米市				TEL	
	フリガナ					納付コード	
	世帯主氏名						
預金名義人	住所					TEL	-
	フリガナ					お取引使用印	
	氏名						
通帳記号	1			0	の	通帳番号	
							届出年月日

久留米市役所使用欄 (特記事項)	処理日	.	.
BK 口座No. _____ より変更 前回届出年月日 H. _____			

上記の預金口座を確認し、国民健康保険料口座振替申込書を受理しました。

金融機関コード			
9	9	0	0

(金融機関で必ず記入してください。)



200mm

久留米市 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 口座振替依頼書・自動払込受付通知書

1.新規	2.解約(ゆうちょ銀行は除く)	申込日	年	月	日
①	国民健康保険料	納付コード			
②	後期高齢者医療保険料	被保険者番号			
納付義務者	住所	〒	電話番号		
	フリガナ				
	氏名				

※納付コード及び被保険者番号は、納付通知書等に記載されています。
 (不明な場合は、記入されなくても結構です。)
 ※口座振替とされる保険料(1,2)を○でお囲みください。

口座名義	住所	
	フリガナ	
	氏名	

市役所記入欄	
入力	
確認	

検収	
照合	

金融機関受付印

金融機関記入欄		
銀行コード		
支店コード		

(久留米市控)

★ 銀行・農協・金庫・信用組合をご希望の方はこちらにご記入ください。

金融機関名	店舗名
銀行・信用金庫 農協・信用組合 労働金庫	支店・営業部 支所・出張所
口座種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	右詰めでご記入ください。

★ ゆうちょ銀行をご希望の方はこちらにご記入ください。

記号	通帳記号	両	通帳番号(右詰めでご記入ください。)
番号	1	0	

種目コード	契約種別コード	種目	払込先口座番号	払込先加入者名
166	28	①国保	01750-3-1836	久留米市
		②後期	01700-0-961344	

久留米市へ納付する国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を上記の預貯金口座から、
 口座振替により納付したいので、裏面の有利事項を確認のうえ依頼いたします。

払込開始年月
 年 月

久留米市後期高齢者医療保険料口座振替申込書 (健康保険課用)

久留米市長 殿

平成 年 月 日

私は、久留米市へ納付すべき後期高齢者医療保険料を、下記指定預金口座から口座振替により納付したいので、確約事項を確認のうえ申し込みます。

被 保 険 者	住所	久留米市 丁目 番地	TEL				
	フリガナ		被 保 険 者 番 号				
	氏名						
預 金 名 義 人	フリガナ						
	氏名		お取引使用印	預 金 種 別 ① ②			
			口座番号				
			届 出 年 月 日				

久留米市役所使用欄	
〈特記事項〉	処理日 . . .
BK 口座No. _____ より変更 前回届出年月日 H.	

上記の預金口座を確認し、後期高齢者医療保険料口座振替申込書を受理しました。

年 月 日

金融機関コード			

(金融機関で必ず記入してください。)

取扱金融機関名



久留米市後期高齢者医療保険料自動払込受付通知書 (健康保険課保管)

久留米市長殿

年 月 日

種目コード	166	契約種別コード	28	払込先口座番号	01700-0-961344	払込先加入者名	久留米市
-------	-----	---------	----	---------	----------------	---------	------

私は、久留米市へ納付すべき後期高齢者医療保険料を、下記指定預金口座から口座振替により納付したいので、確約事項を確認のうえ申し込みます。

被 保 険 者	住所	久留米市	TEL				
	フリガナ		被 保 険 者 番 号				
	氏名						
口 座 名 義 人	住所		TEL	-			
	フリガナ						届出印
	氏名						
通帳記号	1			0	の	通帳番号 (右詰)	

払込開始年月 年 月

久留米市役所使用欄 (特記事項)	処理日	.	.
BK			
口座No.	より変更		
前回届出年月日	H.	.	.

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

取扱店 日附印

200mm

久留米市 国民健康保険料 口座振替依頼書・自動払込受付通知書
後期高齢者医療保険料

1.新規	2.解約(ゆうちょ銀行は除く)	申込日	年	月	日
①	国民健康保険料	納付コード			
②	後期高齢者医療保険料	被保険者番号			
納付義務者	住所	〒	電話番号		
	フリガナ				
	氏名				

※納付コード及び被保険者番号は、納付通知書等に記されています。
(不明な場合は、記入されなくても結構です)
※口座振替とされる保険料(1,2)を○でお囲みください。

☆ 銀行・農協・金庫・信用組合をご希望の方はこちらにご記入ください。

金融機関名	店舗名
銀行・信用金庫 農協・信用組合 労働金庫	支店・営業部 支所・出張所
口座種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	右詰めでご記入ください。

☆ ゆうちょ銀行をご希望の方はこちらにご記入ください。

記号	通帳記号	再	通帳番号(右詰めでご記入ください。)	
番号	1	0	の	
種目コード	契約種別コード	種目	払込先口座番号	払込先加入者名
166	28	①国保 ②後期	01750-3-1836 01700-0-961344	久留米市

久留米市へ納付する国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を上記の預貯金口座から、
口座振替により納付したいので、裏面の振替事項を確認のうえ依頼いたします。

払込開始年月
年 月

口座名義	住所	
	フリガナ	
	氏名	

市役所記入欄

入力	
確認	

検収	
照合	

金融機関受付印

金融機関記入欄

銀行コード			
支店コード			

(久留米市控)

障害者手帳申請書

福岡県知事 殿

平成 年 月 日

私は、次の事項（○印）について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の
 [1. 新規交付 2. 更新 3. 障害等級変更 4. 都道府県間の住所変更による交付]
 (申請項目の番号を○印で囲んでください。)

精神障がい者本人	フリガナ		年齢	生年月日		
	申請者氏名※1		歳	大正 昭和 平成	年	月 日
	フリガナ	(〒 -)	電話番号			
	申請者住所	久留米市				()
個人番号						
申請者が18歳未満の場合	フリガナ	申請者(本人)との続柄				
	家族の名	父・母・兄弟姉妹・祖父母 その他()				
	フリガナ	(〒 -)	電話番号※2			
家族の住所※2	久留米市				()	
(○印) 添付書類	1. 医師の診断書(手帳用) 2. 年金証書等の写し(級)・同意書 3. 特別障害給付金受給資格者証等の写し(級)・同意書 4. 写真(縦4cm×横3cm)					
既存手帳の手帳番号		既存手帳の有効期限	平成	年	月 日	
手帳の等級					級	
申請書を提出した者	フリガナ	申請者(本人)との続柄				
	氏名※1		印	本人・父・母・兄弟姉妹・祖父母 その他()		
	フリガナ	(〒 -)	電話番号※2			
住所※2					()	

備考
(特記事項などがありましたら、記載してください。)

受付市町村名
久留米市

認定日	市町村受付印

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書 (新規・再認定・変更・他県からの転入・再発行(理由:))※1										
障害者・児	フリガナ 受診者氏名				性別	男・女	年齢	歳	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	
	フリガナ 受診者住所	(〒 -)			久留米市		電話番号			
	個人番号									
受診者が18歳未満の場合	フリガナ 保護者氏名				受診者との関係(いずれかに○)		父 母 祖父母 兄弟姉妹・その他()			
	フリガナ 保護者住所 ※2	(〒 -)			久留米市		電話番号 ※2			
	保護者個人番号									
負担額に関する事項	保険の種類 ※3	健保(本人・家族)、国保(一般・退職本人・退職家族)、船保(本人・家族)、各種共済(本人・家族)、老保、労災、生保(受給中・申請中)、その他()								
	受診者の被保険者証の記号及び番号				保険者名					
	受診者と同一保険の加入者									
	受診者と同一保険の加入者個人番号									
	該当する所得区分 ※4	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続※4		該当・非該当・未申請			
障害年金等 ※5	無		有(種類:)							
身体障害者・精神障害者 保健福祉手帳番号				手帳の有効期限		年 月 日		手帳の等級		級
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む)種別には、病院・診療所、薬局、デイケア、訪問看護を記入してください。※6	種別	医療機関名・所在地・電話番号							変更の時	
									追加・削除	
									追加・削除	
									追加・削除	
									追加・削除	
受給者番号 ※7				既存の受給者証の有効期限 ※7		年 月 日				
治療方針の変更 ※8	有		無		前年度診断書の添付 ※8、※9		有			無
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。										
申請者氏名					印 ※10					
年 月 日							福岡県精神保健福祉センター所長 殿			

自治体記入欄(再発行の場合は、受付市町村名のみ記載してください。)

受付市町村名	久留米市									
前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続		該当・非該当・未申請				
今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続		該当・非該当・未申請				
所得確認書類	個人番号		市町村民税課税証明書		市町村民税非課税証明書		標準負担額減額認定証 生活保護受給世帯の証明書 その他収入等を証明する書類()			
前回の受給者番号				今回の受給者番号						
診断書の提出	医療用(1年目)		医療用(2年目)		手帳用(1年目)		手帳用(2年目)		手帳で新規	
備 考				認定日		精神保健福祉センター受付印		市町村受付印		

収入状況申告書

令和 年 月 日

福祉事務所長殿

申請者住所 町

ケース番号 氏名

印

私の世帯の総収入について、次のとおり申告します。

1. 働いて得た収入

働いている人の氏名				
仕事の内容 勤め先(会社名)等				
日給				
働いた日数				
収入額	今月見込額	必要経費 ()	必要経費 ()	必要経費 ()
	前3ヶ月分	7月分	()	()
		8月分	()	()
		9月分	()	()

2. 働きによらない収入

種類	有・無	受給者(仕送り者)	収入額
年金、手当、恩給等	有・無		
生命保険給付金、保険金等	有・無		
仕送り	有・無		
財産収入(土地・家屋の賃貸料等)	有・無		
その他	有・無		

※ 認定	
---------	--

3. 働いて得た収入が無い人(義務教育終了前の人については記入する必要はありません。)

氏名	理由(該当するものを○を囲んでください)
	病気 老齢 障害 失業 在学 育児 その他
	病気 老齢 障害 失業 在学 育児 その他
	病気 老齢 障害 失業 在学 育児 その他

(記入に当たっては裏面の注意をよくお読みください。)

この申告書は 月 日までに、福祉事務所へ提出してください。

担当者

住民コード

児童手当・特例給付 認定請求書

久留米市長あて

※の欄は、記入しないでください。記入押印に代えて、署名することができます。

認定請求日 令和 年 月 日

※支給開始 令和 年 月分から

※認定番号

久留米市
TEL(携帯可)
久留米市内

昭和 平成
銀行 金庫 組合
支店 営業部 出張所

有・無
願状情報により所得状況を確認することに同意します。

ア. 厚生年金等
イ. 公務員 (勤務先:)
ウ. 国民年金または生活保護 (請求者の被扶養者含む)
昭和 平成

Table with 4 columns: 同居/別居, 配偶者と同居所, 有・無, 同一・維持. Includes rows for 同居父母 and 別居父母.

<市使用欄> ※不足書類
□通帳(写) □健康保険証(写) □申立書等(別監・養育・他) □マイナンバー(配偶者・児童)

※認定事由等
□出生 □転入()市・町より 月分まで
□受給者変更(*) □所得による変更(*)
□公務員退職(令和 年 月付) ... 前勤務先()より 月分まで
□その他()
*前受給者氏名()・居住地() 月分まで

※受付者 受付印
田主丸 北野 城島 三務 耳納 筑邦 上津 高牟礼 千蔵 本庁 情報連携
特例手続 児扶手続(配偶者無しの場合)
□案内済 □案内済
□受付済(受給中) □受付済(受給中)
□該当無し □支給要件非該当(理由)

本庁	田主丸	北野	城島	三瀨	耳納	筑邦	上津	高牟礼	千歳

児童手当・特例給付 額改定認定請求書／届

久留米市長 あて

児童手当・特例給付 額改定認定請求書／届		認定番号							
		特記事項							
届出日	令和 年 月 日			改定年月	令和 年 月分				
(フリガナ) 受給者氏名	印			特別児童扶養手当		児童扶養手当			
				<input type="checkbox"/> 案内済 <input type="checkbox"/> 受付済 (受給中) <input type="checkbox"/> 該当無し		<input type="checkbox"/> 案内済 <input type="checkbox"/> 受付済 (受給中) <input type="checkbox"/> 要件非該当 ()			
生年月日	昭和 平成 年 月 日			電話番号	- -				
住所	久留米市								
増額または減額の別		増額 ・ 減額							
増額した理由		ア 出生 イ その他 ()							
減額した理由		ア 監護しなくなった イ 生計を維持しなくなった ウ 生計を同じくしなくなった エ 児童福祉施設等への入所 又は里親等への委託				オ 児童と同居しなくなった (離婚協議中) カ 対象児童が死亡した キ 国内に住所を有しなくなった ク その他 ()			
事由の発生した年月日		令和 年 月 日							
(フリガナ) 児童氏名	生年月日	続柄	同居・別居 の別	監護 の有無	生計	個人番号 (別居の場合のみ)			
.....	平成 令和		同居 別居	有 無	同一 維持				
.....	平成 令和		同居 別居	有 無	同一 維持				
.....	平成 令和		同居 別居	有 無	同一 維持				
児童数	人 → 人			受付印					
現況届	提出済・未提出・不要								

- ◎ 太枠内を記入してください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

本庁	田主丸	北野	城島	三瀨	耳納	筑邦	上津	高牟礼	千歳

児童手当・特例給付 受給事由消滅届

認定番号				
特記事項			

久留米市長 あて

届出日	令和 年 月 日	消滅年月	令和 年 月分まで								
(印) 氏名	印	受給者 住民コード									
生年月日	昭和 平成 年 月 日	電話番号 (携帯可)	— —								
住 所	久留米市										
消滅した理由	<p>1 受給者が国外又は他の市町村(特別区を含む)に転出した</p> <p>2 児童について、次の事実が生じた</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 監護しなくなった</td> <td style="width: 50%;">その理由</td> </tr> <tr> <td>イ 生計を同じくしなくなった</td> <td rowspan="3" style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">[</td> </tr> <tr> <td>ウ 生計を維持しなくなった</td> </tr> <tr> <td>エ 死亡した</td> </tr> <tr> <td>オ 児童福祉施設等への入所又は里親等への委託</td> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> </table> <p>3 受給者が死亡した</p> <p>4 受給者を変更した ()</p> <p>5 受給者が児童と別居することとなった(単身赴任の場合を除く)</p> <p>6 その他 ()</p>			ア 監護しなくなった	その理由	イ 生計を同じくしなくなった	[ウ 生計を維持しなくなった	エ 死亡した	オ 児童福祉施設等への入所又は里親等への委託]
ア 監護しなくなった	その理由										
イ 生計を同じくしなくなった	[
ウ 生計を維持しなくなった											
エ 死亡した											
オ 児童福祉施設等への入所又は里親等への委託]										
事由の発生した年月日	令和 年 月 日										
随時払	月分 ~ 月分	受付印									
現況届	提出済・未提出・不要										

- ◎ 太枠内を記入してください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

久留米市産業団地入居企業 雇用実態調査票

● 調査の回答にあたって ●

1. 令和2年12月1日現在の状況を記入してください。
2. 調査票の質問については、「産業団地名」内の事業所についてのみ記入してください。市内及び市外に、他に事業所がある場合、その分は除いてください。
3. 調査票の中で(※)とあるのは、下記に定義する内容とします。
 - (※1)パートタイマー…1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の所定労働時間に比べて短い労働者
 - (※2)契約労働者…専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間に定めのある者
 - (※3)派遣労働者…労働者派遣法に基づく派遣元事業所から派遣された者

企業名 / _____

記入者 / 役職 _____

お名前 _____

連絡先 / TEL _____

FAX _____

Email / _____

「産業団地名」内で働く労働者は何人ですか？

また、そのうち久留米市内在住者は何人ですか？

下記の内訳によりご記入ください。

一般労働者(正社員、正規職員)	人	(うち市内在住者	人)
パートタイマー(※1)	人	(うち市内在住者	人)
契約労働者(契約社員)(※2)	人	(うち市内在住者	人)
派遣労働者(※3)	人	(うち市内在住者	人)
その他の労働者(具体的に)	人	(うち市内在住者	人)
合 計	人	(うち市内在住者	人)

※合計のうち外国人 ⇒ _____ 人

ご協力ありがとうございました。

なお、ご回答いただきました個々の内容につきましては、雇用人数把握の目的以外には使用いたしません。

様

提出年月日	令和 年 月 日
名義人氏名	印
世帯CD	

(注意)機械読込みを行うため、この灰色と同色の太枠の箇所のみに入力をし、文字、数字が枠外に出ないようにしてください。また、灰色の色がついていない箇所絶対に書込をしないでください。

第15号様式(第15条関係)
久留米市長 あて

収入申告書

入居年月日	令和 年 月 日	住宅CD		入居者CD	
自宅電話番号		勤務先	名称		
携帯電話番号			電話		

久留米市営住宅条例第15条第1項の規定に基づき、前年(1月1日～12月31日)の収入を次のとおり申告します。

No	氏名		名義人との続柄	老人控除	特定扶養	障害者控除		寡婦寡夫(9)	年間所得額(円)
	住民CD	年齢【基準】 ※処理欄				一般	特別		
1		生年月日	名義人 0 1						
2									
3									
4									
5									

別居の扶養親族

No	氏名	生年月日	続柄	障害控除
1		大 昭 平 令		
※				
2		大 昭 平 令		
※				
3		大 昭 平 令		
※				

※上記記載内容に間違いがなければ、所得証明書は不要です。

※昨年から現在までの間に就職・退職・転職等収入状況が変わった場合は、別途書類添付が必要です。

※上記と同居者が一致しない場合は、別途手続きが必要です。

※収入申告書を提出されませんと、収入の認定ができませんので来年度の家賃が民間賃貸住宅と同程度の家賃になります。

※記入の仕方や添付資料については、別紙の案内をごらんください。

承 諾 書

年 月 日執行の 選挙に
おける投票立会人に選任の旨ご通知がありました
ので承諾します。

なお、私は特定の候補者の正規の運動員ではなく
投票立会人就任に伴い投票の公平性をそこなうお
それはないことを申し添えます。

年 月 日
住 所 久留米市

党 派

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日

電話番号

久留米市選挙管理委員会

委員長 殿

投 票 区	名簿番号	名簿照合者	受付年月日	受付者
	—			

承 諾 書

私は 年 月 日執行の

選挙における

投票区の

に選任されることを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名



生年月日

久留米市選挙管理委員会

委員長

殿

債権者No.

振込口座申請書

下記のとおり、 の振込口座を申請します。

年 月 日

〒 -

住 所

フリガナ

氏 名

印

TEL () -

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店 支所
預金種別	1:普通 2:当座 3:貯蓄	
口座番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	(右づめでお願いします。)
フリガナ	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
口座名義	<input type="text"/>	

※ 通帳(表紙裏面)の写しを添付してください。

支店名、口座番号などが記載されていること。

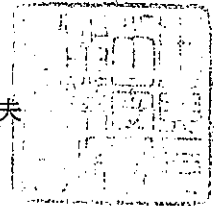
※ ゆうちょ銀行の場合は、別途読み替え後の店名(3桁の漢数字)、預金種別、

口座番号(7桁)を記入してください。

2 農委第 2639 号
令和 3 年 3 月 10 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市農業委員会
会長 笠 幸夫



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 24 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第 9 条第 4 項ただし書）について
- 2 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 10 条第 1 項第 2 号）について

【諮問案件】

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項ただし書）について
- 2 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：農業委員会事務局

1 業務概要

今般、久留米市農業委員会は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）（※1）から、筑後川下流用水地区の次期事業（※2）に向けた調査に必要であるとして、久留米市農業委員会が作成・保有する農地台帳上の情報の提供を求められている（資料1）。

機構としては、次期事業として、機構が管理する施設の老朽化対策及び地震対策を検討しており、その事業計画を作成するに当たって、受益地面積及び土地改良法第3条に規定する土地改良事業の資格を有する者を正確に把握しなければならず、そのためには農地台帳上の情報が必要であるとのことである。

提供を求められている農地台帳とは、農地法の規定により農業委員会に対して作成が義務付けられているものであり（農地法第52条の2。資料2）、久留米市農業委員会では、全国農業委員会システムを用いて、約9万7千筆の農地情報並びに付随する所有者、賃借人等の権利者及び耕作者の情報を保有、管理している。その主な記録事項としては、農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者、賃借人等の権利者及び耕作者の氏名及び住所等である。

土地台帳上の情報のうち、農地の所有者、賃借人等の権利者及び耕作者の住所を除く情報については、農地法により一般に公開することが求められていることから（農地法第52条の3。資料2及び資料3）、これらの情報の外部提供については、久留米市個人情報保護条例第9条第3項第2号を根拠に行う。

今回、法令により公開することが求められていない、農地所有者、賃借人等の権利者及び耕作者の住所情報を外部提供することについて、公益上の必要性の有無をお諮りするものである。

また、農地台帳上の情報を機構に提供するに当たっては、迅速かつ正確に提供する必要性から磁気媒体による提供を想定しているため、このことについて、併せてオンライン結合等の承認を求めるものである。

※1 独立行政法人水資源機構：水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づいて、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対して、水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする事業主体である。

※2 筑後川下流用水事業：福岡県及び佐賀県にまたがる筑後川下流地区においては、かつて、農林水産省が、農業の近代化及び農業経営の合理化を図ることを目的とした国営の土地改良事業として、約34,800haの農地を対象に、大規模な用排水システムの再編成、淡水取水の合理化及び用水不足の解消のための事業が行われた。

昭和56年10月に農林水産省から当時の水資源開発公団（現独立行政法人水資源機構）に事業が承継され、平成10年3月に完成した。平成10年4月から管理業務が開始されて現在に至っている。当該事業は一度完成されているが、今回、機構が次期事業の検討を行うために調査を行おうとしているものである。

2 提供する個人情報

- ・農地台帳上の情報（資料3）
- ・対象地域（町名等にて表示）

梅満町、津福今町、津福本町、野伏間、西町、荒木町、安武町、大善寺町、城島町、三瀨町

- ・対象筆数 約30,000筆
- ・対象者数 約8,000人

3 外部提供を行うことの公益上の必要性（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知省略の適否（条例第9条第4項ただし書）について

（1）公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

機構が検討している次期事業は、水路等の施設の老朽化の対応や、大規模地震への対策を行うことであり、地域一帯の震災時の被害を最小限にとどめるためには、次期事業に向けての検討を行うことが必要不可欠である。

そして、機構が、その所有する水路の老朽化対策及び耐震化を行った場合、水路系統を同じくし、土地改良区が保有する水路へも影響が出るため、次期事業に向けて機構から土地改良区に説明を行う必要がある。

そのためには、機構において、受益地の土地情報及び土地改良法第3条に規定する資格を有する者（土地改良区の組合員）の情報が不可欠であり、外部提供をすることについて公益上の必要性がある。

（2）本人通知を省略することの適否について（条例第9条第4項ただし書）

通知を要する対象者数が膨大であり、事務処理に相当の負担が生じると考えられることから、本人通知を省略することとしたい。

4 オンライン結合等（磁気記録媒体による提供）の公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

関係農地の筆数及び関係者数が多く、紙媒体により情報提供を行った場合、機構において保有する情報システムに入力する際に誤入力が多発する可能性がある。また、前述のとおり、農地台帳上の情報はシステムにより管理しているため、当該データを紙媒体に落とし込む作業及び提供後、機構によりシステムに入力する作業に多大な時間を要し、機構による迅速な調査検討に支障が生じる。

以上から、磁気媒体により情報提供を行うことについて公益上の必要性がある。

5 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報提供に際しては、パスワードを設定したエクセルデータをCD-Rに記録し、農業委員会事務局職員が機構の事務所に持参することで、情報提供を行う。

個人情報の取扱いについては、機構と協定を締結し、次の条件を付する。

(1) 個人情報を取り扱う上での秘密の保持

(2) 個人情報の複写及び複製の禁止 等

また、提供された個人情報は、インターネットに接続されていないパソコンに保存した上で、パソコン本体にも物理的な盗難防止措置を施すことで、情報漏洩を防止する。CD-Rについては、データを読み込んだ後、農業委員会事務局職員が引き取ることであり、また、読み込んだデータは、事業計画が施行される令和4年度から10年間の保存期限があるため、令和14年度中に削除する予定となっている。

上記のように、個人情報の取扱いについて万全を期しており、当該オンライン結合等が個人の権利利益を侵害するおそれはないと考える。

筑下用第 65 号

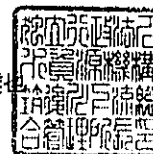
令和3年1月20日

久留米市農業委員会会長

笠 幸夫 殿

独立行政法人水資源機構

筑後川下流総合管理所長 北村 達也



筑後川下流用水地区次期事業に向けた調査の実施に係る資料の提供について（依頼）

日頃より水資源機構営事業に特段の御高配を頂き、ありがとうございます。

当管理所では、筑後川下流用水地区の次期事業に向けて、受益面積、三条資格者、環境、経済効果等に係る調査を実施しています。

これらの調査にあたり、貴役所が保有されるデータ等の資料が不可欠でありますので、下記項目の資料について提供をお願い申し上げます。

なお、提供頂きました個人情報に関しては、適正に取り扱い目的外には使用しないことを申し添えます。

記

1. 必要資料（提供形式）、対象範囲

別紙①、②のとおり

2. 使用目的

受益面積、三条資格者、経済効果算定及び環境配慮の基礎資料整理等のため

3. 提供期限

令和3年2月末を目安にご協力願います。

別紙①

必要資料（提供形式）一覧

資料名（提供形式）	内容
農地基本台帳データ（Excel形式）	一式、必要項目は〈参考〉による。
オルソ画像データ	一式
地図情報（Shape形式）	【土地情報】 市町名、大字、字、地番、登記地目、登記地積、 現況地目、現況地積、農振法区分名称 【関係者情報】 所有者（氏名、住所）
経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書データ（Excel形式）	5カ年分一式（H27～R1）
認定農業者名簿（Excel形式）	一式
人・農地プラン（Excel形式）	一式
田園環境整備マスタープラン 「旧町別となっている場合は関係町別、以下同じ」 （電子データ又は紙ベース）	最新時点
農業振興地域整備計画書 （電子データ又は紙ベース）	最新時点
水田フル活用ビジョン （電子データ又は紙ベース）	最新時点
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 （電子データ又は紙ベース）	最新時点
酪農・肉用牛生産近代化計画書 （電子データ又は紙ベース）	最新時点
その他 （電子データ又は紙ベース）	平成19年4月～平成31年3月までの転用届（または 転用簿が分かる資料）

※電子データは、「Excel、Word、一太郎、PDF、DocuWorks」のいずれかの形式にてお願いします。

別紙②
対象範囲一覧

郡市名	町村名	大字名
久留米市	荒木町	荒木
久留米市	荒木町	今
久留米市	荒木町	下荒木
久留米市	荒木町	白口
久留米市	梅満町	
久留米市	城島町	青木島
久留米市	城島町	芦塚
久留米市	城島町	浮島
久留米市	城島町	内野
久留米市	城島町	江島
久留米市	城島町	江上
久留米市	城島町	江上上
久留米市	城島町	江上本
久留米市	城島町	大依
久留米市	城島町	上青木
久留米市	城島町	下青木
久留米市	城島町	下田
久留米市	城島町	城島
久留米市	城島町	四郎丸
久留米市	城島町	楢津
久留米市	城島町	西青木
久留米市	城島町	浜
久留米市	城島町	原中牟田
久留米市	城島町	六町原
久留米市	大善寺大橋	
久留米市	大善寺町	黒田
久留米市	大善寺町	中津
久留米市	大善寺町	藤吉
久留米市	大善寺町	宮本
久留米市	大善寺町	夜明
久留米市	大善寺南	
久留米市	津福今町	
久留米市	津福本町	
久留米市	西町	
久留米市	野伏間	
久留米市	三瀧町	生岩
久留米市	三瀧町	老町原
久留米市	三瀧町	清松
久留米市	三瀧町	草場
久留米市	三瀧町	高三瀧
久留米市	三瀧町	田川
久留米市	三瀧町	玉満
久留米市	三瀧町	西牟田
久留米市	三瀧町	早津崎
久留米市	三瀧町	原田
久留米市	三瀧町	福光
久留米市	安武町	住吉
久留米市	安武町	武島
久留米市	安武町	安武本

■農地法

(農地台帳の作成)

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

- 一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等(第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。)の額
- 四 その他農林水産省令で定める事項

(農地台帳及び農地に関する地図の公表)

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促すため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項(公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2・3 (略)

■農地法施行規則

(農地台帳の記録事項)

第一百条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号
- 二 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、当該権利が次のいずれに該当するかの別
 - イ 法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの
 - ロ 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定又は移転されたもの
 - ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの
- 三 イからハまでに掲げるもの以外のもの
- 三～六 略
- 七 その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権を有する場合には、その旨及び当該農地についての賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転の状況

(公表することが適当でない事項等)

第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 市街化区域内にある農地 全ての事項

二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項

2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。

二 公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

(独) 水資源機構から求められている事項と法令との関連性

(独) 水資源機構より 提供を求められた事項 (外部提供該当)	農地法における情報の公開			
	インター ネット	窓口	土地 改良区	県
農地の所在、地番、地目及び面積	○	○	○	○
賃借権等の種類・存続期間	○	○	○	○
農振法・都市計画法等の区域区分	○	○		○
農地中間管理機構が借りている農地かどうか	○	○	○	○
所有者の氏名・名称		○	○	○
所有者の住所			○	○
賃借人等の氏名・名称		○	○	○
賃借人等の住所			○	○
耕作者の氏名・名称		○	○	○
耕作者の住所			○	○